

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第78号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

「 第9章 普及啓発施設（第1
目次中「第9章 雜則（第125条～第135条）」を 第10章 雜則（第131条
25条～第130条）
～第141条）」に改める。

第8条中「筆記試験」の右に「、口述試験又は実技試験」を加える。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第12条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号
ずつ繰り上げる。

第15条第2項後段中「同項第9号」を「同項第8号」に改める。

第24条第2項後段中「同条第2項第9号」を「同条第2項第8号」に改める。

第26条第2項第3号中「第12条第2項第7号、第8号及び第10号」を「第12条
第2項第6号、第7号及び第9号」に改める。

第30条第2項前段中「（第5号を除く。）」を削り、同項後段中「同条第2項第9号」
を「同条第2項第8号」に改める。

第33条第2項前段中「（第5号を除く。）」を削り、同項後段中「同項第9号」を「同
項第8号」に改める。

第34条第2項前段中「（第5号を除く。）」を削り、同項後段中「同項第9号」を「同
項第8号」に改める。

第41条を次のように改める。

第41条 削除

第42項第1項本文中「物品の」を「食肉部における物品の」に改め、同条第2項を削
り、同条第3項を同条第2項とする。

第45条を次のように改める。

(委託条件を記載した書面の保存)

第45条 卸売業者は、受託物品に指し値その他の委託条件が付されているときは、当該委託条件を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を、当該受託物品の卸売をした日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。

第52条第1項ただし書中「、市長の承認を受けて」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 卸売業者は、前項ただし書の規定により受託物品の卸売をしたときは、委託者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

第52条第3項及び第4項を削る。

第54条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項を削る。

第67条を次のように改める。

(受託物品の異状についての確認)

第67条 条例第48条第1項本文の規定による本市職員の確認は、卸売業者が立会いのうえ、行うものとする。

2 本市職員は、前項の確認に際し必要があると認めるときは、当該確認に係る受託物品の切開その他必要な措置を講じることができる。

3 第1項の確認に関する証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び代表者名
- (2) 異状を認めた受託物品の品目
- (3) 委託者の氏名又は名称
- (4) 異状の内容

第94条第3項中「使用者」の右に「（条例第65条第1項に規定する使用者をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第112条を次のように改める。

第112条 削除

第135条を第141条とする。

第134条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第5号中「消除」を「抹消」に改め、同条を第140条とする。

第133条中「または」を「又は」に改め、同条を第139条とする。

第132条第1項中「第81条第3項」を「第92条第3項」に改め、同条第2項中「第81条第4項」を「第92条第4項」に改め、同条第3項中「第81条第5項」を「第92条第5項」に、「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同条第4項中「納付しなければ」を「納入しなければ」に改め、同条を第138条とする。

第131条第1項各号列記以外の部分中「第80条」を「第91条」に改め、「の各号」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項第1号中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「第80条」を「第91条」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第137条とする。

第130条中「第79条第1項」を「第90条第1項」に改め、同条を第136条とする。

第129条を第135条とする。

第128条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第134条とする。

第127条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「記載した届出書を市長に提出するとともに、本市の職員の確認」を「市長に届け出るとともに、その指示」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第133条とする。

第126条中「第78条第1項」を「第89条第1項」に、「行なう」を「行う」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第132条とする。

第125条中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第131条とする。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 普及啓発施設

(使用許可の申請)

第125条 条例第81条の規定により使用の許可を受けようとするものは、京の食文化ミュージアム・あじわい館調理実習室使用許可申請書（第2号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(受付期間)

第126条 前条の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第127条 市長は、第125条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(使用料の還付)

第128条 条例第84条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理上の都合により使用の許可を取り消した場合 全額
- (2) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合 2分の1に相当する額
- (3) 使用日の1箇月前までに使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 2分の1に相当する額

(使用料の減免)

第129条 条例第85条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(特別の設備)

第130条 条例第86条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

別表第8 1区分の欄中「及び関連4号棟」を削る。

第2号様式中「第132条関係」を「第138条関係」に改め、同様式を第3号様式とする。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第125条関係）

京の食文化ミュージアム・あじわい館調理実習室使用許可申請書

(宛先) 京都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあっては、名称及び代表者名）
	電話 —

京都市中央卸売市場業務条例第81条の規定により使用の許可を申請します。				
使用する日	使用する時間の区分	使用する人数	特別の設備の有無	使 用 の 目 的
年 月 日 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
年 月 日 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
年 月 日 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
年 月 日 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
年 月 日 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
年 月 日 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
年 月 日 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
年 月 日 (曜日)	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間	人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第8 1区分の欄の改正規定 この規則の公布の日
- (2) 目次の改正規定、第9章を第10章とし、第8章の次に1章を加える改正規定、第1号様式の次に1様式を加える改正規定及び第2号様式の改正規定 平成25年4月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成25年5月1日

(産業観光局中央卸売市場第一市場管理課)